

議案第43号

令和2年度沼田市一般会計補正予算（第1号）

令和2年度沼田市の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。  
（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の変更は、「第1表 債務負担行為補正」による。

令和2年3月23日提出

沼田市長 横山 公一

第1表 債務負担行為補正

(変更)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期間	限度額	期間	限度額
中小企業経営振興資 金利子補給金	令和3年度から 令和5年度まで	年8.5%を限度とし、 借入金利の3分の1以内 とする。	令和3年度から 令和7年度まで	年8.5%を限度とし、 借入金利の額の範囲内と する。

令和 2 年 度

沼田市一般会計補正予算（第 1 号）に関する説明書

債務負担行為で令和3年度以降にわたるものについての令和元年度末までの  
支出額又は支出額の見込み及び令和2年度以降の支出予定額等に関する調書

(令和2年度提出分)

(単位：千円)

事 項	限度額	令和元年度末までの 支出（見込）額		令和2年度以降の 支 出 見 込 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
中小企業 経営振興 資金利子 補給金	年8.5% を限度とし、借入 金利の額 の範囲内 とする。			令和3年度 ～ 令和7年度	限度額 に同じ				限度額 に同じ